

沖木協発第6号  
平成25年4月25日

住宅施工並びに住宅設計 関係者各位

沖縄県木材利用促進協議会  
会長 長堂 昌太郎  
(事務局 一般社団法人沖縄県木材協会)  
《公印省略》

「木材利用ポイント事業」説明会開催のご案内

当協会の活動につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、みだしの「木材利用ポイント事業」は、平成24年度補正予算（林野庁所管）  
で制定され平成25年度に実施されることになりました。

同事業は、住宅や家電のエコポイント事業と同様な手法で実施されますが、今回の  
対象は、木材利用に対するポイントの付与になります。これまで林野庁において制度  
設計を行い、この度、事業概要や利用するための手続等が明らかになりました。

つきましては、住宅施工並びに住宅設計に係る事業者皆様を対象に、下記により説  
明会を開催いたしますので、皆様のご参加を賜りたくご案内申し上げます。

記

「木材利用ポイント事業」説明会【住宅施工並びに住宅設計関係者向け説明会】

1. 開催日時：平成25年5月9日（木）午後2時～5時
2. 開催場所：カルチャーリゾートフェストーネ（宜野湾市）  
住所：宜野湾市真志喜3-28-1 TEL：098-898-1212
3. 主催：沖縄県木材利用促進協議会  
協議会構成団体
  - ・一般社団法人沖縄県建設業協会
  - ・一般社団法人沖縄県建築士事務所協会
  - ・公益社団法人沖縄県建築士会
  - ・沖縄県森林組合連合会
  - ・一般社団法人沖縄県木材協会（協議会事務局）



#### 4. 説明会内容

- (1) 「木材利用ポイント事業」の概要について
- (2) 住宅施工業者の登録について
- (3) 木材利用ポイントの申請について
- (4) 質疑応答

※説明会内容については、一部変更する場合がありますのでご了承ください。

#### 5. 駐車場について

フェストーネの駐車場は、70台（先着順）まで駐車できますが、他の研修会が開催される場合は満車になることも予想されます。

満車の場合は、誠に恐縮に存じますが、宜野湾港マリーナの駐車場（有料：1日300円）（沖縄コンベンションセンター隣）をご利用ください。

#### 6. 説明会参加申し込みについて

別紙の説明会参加申込書に必要事項をご記入いただき、FAXにより下記事務局にお申し込みください。

沖縄県木材利用促進協議会 事務局  
那覇市久米 2-2-10（一般社団法人沖縄県木材協会内）  
TEL：098-868-3656 FAX：098-863-6431

※説明会へのご参加は、当日でも受け付けいたしますが、会場設定の都合のためできる限り、開催前日までにご連絡くださるようお願いいたします。

#### ※追伸

木材供給事業者向けの説明会は、5月7日（火）午後2時～5時に同会場にて開催されることを申し添えます。

「木材利用ポイント事業」(住宅施工並びに住宅設計関係者向け)

説明会参加申込書

1. 開催日時：平成 25 年 5 月 9 日 (木) 午後 2 時～5 時
2. 開催場所：カルチャーリゾートフェストーネ (宜野湾市)  
住所：宜野湾市真志喜 3-28-1 TEL：098-898-1212

※下記に必要事項をご記入いただき、沖縄県木材利用促進協議会事務局へ FAX (098-863-6431) で、お申し込みください。

※1 事業所 3 名まで受講できます。

記

・ 貴事業所名：

---

・ ご連絡先 (電話番号)：

---

・ 説明会参加者

役 職	お 名 前

# 木材利用ポイント事業

平成25年4月版

## ■木材利用ポイント事業とは…



地域材の適切な利用を確保することは、我が国における森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止などに貢献し、農山漁村地域の振興に大きく貢献するものです。

このため、関係者による地域材の需要拡大の取組を促進し、地域材需要を大きく喚起する対策として、地域材の利用に対してポイントを付与し、農山漁村地域経済全体への波及効果を及ぼす取組への支援を行います。



## ポイント発行対象

木材利用ポイント事務局に登録された事業者が工事し又は製造する以下のものです。

### 1 木造住宅の新築・増築又は購入

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日に工事に着手したもの
- 対象工法※1によるものであり、主要構造材及び間柱において、対象地域材※2を材積の過半に相当する量以上※3を使用するもの
- 使用する対象地域材の産地・樹種を看板等により広く表示するもの

### 2 内装・外装木質化工事(床、内壁及び外壁)

- 平成25年4月1日～平成26年3月31日に工事に着手したもの
- 対象地域材が過半を占める建築材料を使用する一定面積以上(床及び内壁では9㎡以上、外壁では10㎡以上)の工事

### 3 木材製品・木質ペレットストーブ等の購入

- 平成25年7月1日～平成26年3月31日までに購入されたもの
- ポイントの付与対象となるものは、公募により選定。

※ ポイントが付与されるための詳細な要件等については、今後決まり次第お知らせします。

## 対象工法(※1)

樹種または地域を示して、あらかじめ定める以下の工法のほか、県協議会の推薦を受け、基金管理委員会が事業目的に照らし適切と認めたもの※4

(あらかじめ定める工法)

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ又はアスナロを主要構造材等として過半使用する木造軸組工法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する丸太組構法
- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツを主要構造材等として過半使用する枠組壁工法

※4 住宅建築や材の調達・加工等を通じ、地域の雇用、経済に対する大きな波及効果が明らかなもの。

## 対象地域材(※2)

次の(1)及び(2)のいずれも満たすもの

(1) 産地等が証明される木材(以下のいずれか)

- ① 都道府県による産地証明制度等により認証されるもの
- ② 民間の第三者機関により認証された森林から産出されるもの
- ③ 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に基づき合法性が証明されるもの

(2) 資源量が増加しているものであって、あらかじめ定める以下の樹種のほか、基金管理委員会が、事業目的に照らし適切と認めたもの※5

(あらかじめ定める樹種)

- スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツ、アカマツ、クロマツ、リュウキュウマツ及びアスナロを指定

※5 対象地域材の使用を通じ、地域の雇用、経済に対する大きな波及効果が明らかなもの。

## 材積の過半以上に相当する量(※3)

延べ床面積	主要構造材・間柱(並びに基準を満たす構造用合板及び木杭)※6 に対する対象地域材の量
80㎡未満	4㎡
80㎡以上 95㎡未満	5㎡
95㎡以上 110㎡未満	6㎡
110㎡以上 125㎡未満	7㎡
125㎡以上	8㎡

※6 主要構造材(柱、梁、桁、土台)  
構造用合板(壁に使用する厚さ12mm以上のもの並びに床に使用する厚さ24mm以上のものに限る)  
木杭(木造住宅の新築時に地盤補強が必要な場合、地盤補強材として木杭を使用する場合)

## 発行されるポイント

各ポイント付与対象工事等の内容、規模に応じて、木材利用ポイントを付与します。(1ポイント1円相当)

### 1 木造住宅 1棟当たり30万ポイント※7

※7 特定被災区域の住宅であって、「全壊」等と認定された場合は、1棟当たり50万ポイント

### 2 内装・外装木質化 内装及び外装木質化工事の合計ポイント付与数の上限は30万ポイント

床	新築	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 3万ポイント 以降3㎡増えるごとに1万ポイントを加算
内壁	新築	9㎡ 1.5万ポイント 以降3㎡増えるごとに5千ポイントを加算
	リフォーム	9㎡ 2.1万ポイント 以降3㎡増えるごとに7千ポイントを加算
外壁	木質系外壁材	10㎡ 1.5万ポイント 以降10㎡増えるごとに1.5万ポイントを加算
	新規外壁材※8	10㎡ 7千ポイント 以降10㎡増えるごとに7千ポイントを加算

※8 新規外壁材とは、外壁に使用するために新規に開発された建築材料であって、今後普及が見込まれると有識者委員会  
が認めたもの

## ポイントの交換対象

- 地域の農林水産品等
- 農山漁村地域における体験型旅行
- 商品券
  - ・ 全国商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券を除き、森林づくり・木づかい活動に対する寄附を行うものに限る)<sup>注6</sup>
  - ・ 地域商品券
- 森林づくり・木づかい活動に対する寄附
- 特定被災地域に対する寄附
- 即時交換(木材利用ポイントの発行対象となる工事により取得したポイントを、当該工事を行った登録工事業者が当該工事と一体的に実施する別の木材を使用した工事等の代金に充当すること)

注6 全国商品券・プリペイドカード(農林水産品関連商品券は除く)への交換、即時交換を行う場合、付与されたポイントの50%を上限に利用することができます。

## ポイントの申請方法

ポイントの発行申請は、工事発注者及び、住宅購入者(代理人可)が、申請書に必要事項を記入し、証明書類(法人の実在証明ができる書類、申請者本人確認書など)等とあわせて郵送又は各地に設けられる申請窓口にて行います。

## ポイントの申請期間

- ポイントの発行申請受付期間及び交換申請受付期間については、決まり次第、ホームページ等で公表します。
- ポイントの発行額が予算額に達した場合には、申請期限が終了する前であってもポイントの発行を終了することとします。なお、ポイントの発行額が予算額を超えると予想される場合は、混乱をきたさないよう事前に周知を行います。

## その他

ポイントが発行されるためには、あらかじめ事務局に登録事業者等として登録が行われることが必要です。このため、工事を施工した事業者等の登録がなされなかった場合は、ポイントの申請ができないことにご注意ください。

## 木材利用ポイントについての相談窓口

専用コールセンター 0570-666-799(有料)

受付時間:9時00分～17時00分(土・日・祝日も受け付けます)  
お電話される際は、番号のかけ間違いがないよう十分ご注意ください。

申請方法、申請書式、全国の申請窓口、交換商品の検索等詳しくは、  
木材利用ポイント事務局ホームページをご覧ください。

<http://mokuzai-points.jp/index.html>



